

確定申告書は早めの提出を！ 2月18日(月)～3月15日(金)

青梅税務署では、所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告書作成会場を開設します。

申告書の作成・受付・納税期間

▽日時 2月18日(月)～3月15日(金) (土曜・日曜日を除く)

●受付：午前8時30分～午後4時 (提出は午後5時まで)

●相談：午前9時～午後5時

※還付申告は、2月15日(金)以前でも行えます。

▽場所 青梅税務署

※2月1日(金)～3月15日(金)は、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障害者用車両などを除く)。

※JR青梅線河辺駅北口の「河辺とうきゅう」の駐車場か、公共交通機関をご利用ください。

日曜日の申告書作成・提出など

▽日時 2月24日(日)、3月3日(日)

●受付：午前8時30分～午後4時 (提出は午後5時まで)

●相談：午前9時～午後5時

▽場所 立川税務署(立川地方合同庁舎内)

※混雑状況で、受付時間を変更することがあります。



税理士による無料申告相談

小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、年金受給者、給与所得者の方の所得税及び復興特別所得税の申告書の作成相談を東京税理士会(青梅支部)の税理士が行います。

※土地・建物や株式などの譲渡

所得、内容が複雑な相談や、医療費の領収書等の返却を希望される方は、青梅税務署へご相談ください。

▽日時・受付場所 表の①のとおり

※受付場所や受付時間が異なる場合がありますので、表をご確認ください。

簡単・便利に、国税庁ホームページで申告書の作成

パソコンで、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、所得税などの申告書や青色申告決算書等が作成でき、印刷して提出することができます。

所得、内容が複雑な相談や、医療費の領収書等の返却を希望される方は、青梅税務署へご相談ください。

▽日時・受付場所 表の②のとおり

※受付場所や受付時間が異なる場合がありますので、表をご確認ください。

▽日時・受付場所 表の③のとおり

※受付場所や受付時間が異なる場合がありますので、表をご確認ください。

▽持ち物 申告書の作成に必要な書類、はんこ、前年の確定申告書の控え、マイナンバーカードか通知カード、運転免許証などの本人確認書類

3月15日(金)(消印有効)までに確定申告書と必要書類を同封し、郵送するか信書便で提出できます。

▽郵送先 青梅税務署(〒198-1853 青梅市東青梅4-13-14)

※収入日付印のある控えが必要なのは、記入した申告書の控えと返信用封筒(宛名を明記し、切手貼付)も一緒に同封してください。

確定申告用紙などの郵送停止のお知らせ

平成29年分の確定申告を「税理士会による無料申告相談会場」「市町村の相談会場」で提出された方は、平成30年分の確定申告書の郵送はなくなり、「確定申告のお知らせ」などのほうが送付されます。なお、確定申告用紙などは、青梅税務署で配布しているほか、2月1日から3月15日まで市の窓口でも配布します。

※数に限りのある書類もありあります。無くなり次第終了となります。

「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました

医療費控除を受けるには、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります(医療費の領収書などの提出は不要ですが、税務署から提示・提出を求められる場合があります)。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。この医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。

※医療費通知に、自己負担額が記載されていない場合など、確定申告に使用できないことがありますので、詳しくは、健康保険組合等にご確認ください。

定申告書の郵送はなくなり、「確定申告のお知らせ」などのほうが送付されます。なお、確定申告用紙などは、青梅税務署で配布しているほか、2月1日から3月15日まで市の窓口でも配布します。

※eTax(国税電子申告・納税システム)をご利用いただく、作成した申告書データをそのまま送信して提出することができます。詳しくは、国税庁のホームページ(Url: www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門 ☎0428-22-3185

市・都民税の申告は市役所へ

▽市・都民税の申告が必要な方
勤務先からあきる野市へ給与支払報告書の提出がない方
その他の所得があり、確定申告をする必要がない方

収入がなく、ご自分の扶養にもなっていない方、他市に住んでいる方の扶養親族になられている方

●年金収入が400万円以下で控除(社会保険料、地震・生命保険料、医療費などの控除等)の追加がある方

●遺族年金・障害年金などの非課税年金のみの方

申告に必要なもの

①平成30年中の収入・支出を証明するもの「源泉徴収票(原本)・収支明細書など」

②はんこ

③社会保険料(国民健康保険税・介護保険料など)の支払額が分かる書類

④控除証明書類(国民年金などや生命・地震等の各種保険会社の証明書)

⑤マイナンバーカードか通知カード(通知カードの場合は、運転免許証、パスポートなど

本人確認ができる書類)

⑥前年分の確定申告書などの控除申告書本人の口座番号・支店名が分かるもの

⑦医療費控除を受ける方は、あらかじめ領収書を集計し、明細書にまとめてからお持ちください。

※申告内容で、別途必要となるものがあります。

公的年金などが400万円以下の方(その他の所得が20万円以下に限る)

原則、申告は不要ですが、年金の源泉徴収票に記載されていない控除(社会保険料、生命保険料、医療費などの控除、扶養親族の追加等)がある方は、市・都民税の申告で、税額が下がる場合があります。

※所得税に還付が発生する場合は、確定申告が必要となります。

市・都民税の申告、簡易な所得税等確定申告書作成支援・申告受付

▽日時・受付場所 表の③のとおり

※受付場所や受付時間が異なる場合がありますので、表をご確認ください。

※期間中、午前の受付は混雑します。午後の来場をお勧めします。

▽その他 次の場合は、青梅税務署で申告してください。

●土地・建物、株式などの譲渡所得、住宅借入金特別税額控除の初年度申告、営業・農業等の事業所得(決算書の記入がない方)、消費税、贈与税

表 各会場の申告・相談受付日程表

申告・相談受付	日	時	受付場所
① 税務署職員などによる出張相談(※1)	2月5日(火)	午前9時30分～11時頃 午後1時～3時頃	五日市出張所2階 (五日市地域交流センター)
	2月6日(水)～8日(金)		中央公民館3階集会室
② 税理士無料申告相談(※2)	2月12日(火)～14日(木)	午前9時～10時30分頃 午後1時～3時頃	市役所5階503会議室
③ 市・都民税申告等の相談・受付(※3)	2月18日(月)～3月15日(金) ※土曜・日曜日を除く	午前9時～11時 午後1時～4時	市役所1階 コミュニティホール
	2月14日(水)・15日(木)・21日(水)・22日(木)・28日(水)・3月1日(金)・7日(木)・8日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時	五日市出張所1階西会議室

※1…青梅税務署職員が所得税の確定・還付申告を受け付けます。また、税理士による申告書作成アドバイスも行います(提出のみの方は、直接税務署に提出するか郵送してください)。
 ※2…税理士による無料申告相談を行います。
 ※3…市職員による市・都民税申告の相談・受付と簡易な所得税などの確定申告書の作成支援を行います。

問合せ 課税課市民税係(直通) ☎558-1682